

新型コロナウイルス感染防止のための埼玉県立大学の対応について

【危機対応の考え方】

2021年4月8日現在

現在の警戒レベル「3」

警戒レベル		危機対応の考え方
0	通常	—
0.5	一部制限	要注意 (感染の危険性は少ないと判断される状況)
1	制限-小	警戒 (感染の危険性はあるものの、緊急事態宣言の対象地域には指定されておらず、自治体からの自粛要請がない状況)
2	制限-中	高度警戒 (感染の危険性があり、緊急事態宣言の対象地域に指定、自治体からの外出自粛要請がある、またはその可能性が高いと判断される場合、などの状況)
3	制限-大	高度警戒 (感染の危険性があり、緊急事態宣言の対象地域に指定、自治体からの業務自粛要請がある場合、などの状況)
4	原則停止	緊急 (国や自治体による一斉休校要請がある場合、大学内で感染者の発生もしくはクラスター感染の発生がある場合、などの状況)

【分野別対応方針】

分野	対応方針
教育活動 (講義・演習・実験／実技、臨地実習等)	講義は原則遠隔授業とした上で、その他の授業については遠隔を工夫しつつ、対面でも実施 ・対面授業は教務ガイドラインに従って実施 ・臨地実習は一部実施
研究活動	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究関係者のみが立ち入りが許可。 立ち入る研究関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究関係者は、原則自宅での作業とする。 政府・埼玉県から時間を指定した外出自粛要請がある場合は、自宅外での研究について原則それに従う。 (詳細は、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための埼玉県立大学研究活動制限の指針(2021.1.15改定)」を参照)
学生の課外活動 (サークル等)	屋内・屋外を問わず全ての課外活動(サークル等)を禁止(1/6から適用) (詳細は、「課外活動(サークル等)実施における基本方針」を参照)
地域産学連携活動	学内で実施する講座研修等の事業は、教育活動の対応に準拠して実施しているが、感染拡大が再燃している状況を勘案し、学内で行う一般市民向け対面事業については、当面の間オンライン方式とする。一般市民向け以外の講座研修等についても、オンラインを原則としているが、対面で行うことが真に必要な事業については、今まで以上に感染予防の強化を図る。
学生の入構	不必要な入構を控えること、入構した場合は構内滞在は必要な最短時間とすることを基本に、時間割、履修者数、教室収容定員の2分の1の原則等に基づき、一定の入構人数の総量規制を行った上で入構が許可される。